

(裏面)

5 非居住者の国等	国又は地域名 ()
	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 本省令別表第2に定める番号を記入すること。
非居住者発行証券を用いた条件付売買若しくは貸借取引における相手方の国等	国又は地域名 ()
	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 本省令別表第2に定める番号を記入すること。
6 取引の実行年月日	(実行日) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 年 <input type="text"/> <input type="text"/> 月 <input type="text"/> <input type="text"/> 日
	(契約日:「2 取引の種類」が1)、2)、11)の場合に限る) <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 年 <input type="text"/> <input type="text"/> 月 <input type="text"/> <input type="text"/> 日
7 取引金額等	()

(記入要領)

- 1 西暦により記入すること。
- 2 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
- 3 銀行等又は金融商品取引業者が取引の媒介、取次ぎ又は代理をしたときは、「1 取引の区分」欄には資本取引の当事者となった者の氏名又は名称及び住所又は所在地を記入すること。
- 4 「2 取引の種類」欄中「1) 証券の取得 (一般売買)」及び「2) 証券の譲渡 (一般売買)」は、証券の取得又は譲渡のうち、証券の受渡決済を伴うものをいい、「11) その他」は、1) ~10) 以外の証券の取得又は譲渡 (証券に係る先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引又はその他デリバティブ取引 (ただし法第6条第1項第14号に規定する金融指標等先物契約に該当するものを除く) 並びに新株予約権等の予約権の行使等に係る取得譲渡等) をいい、かつこ内に具体的に取引内容を記入すること。また、新株予約権等の権利行使に当たっては、権利行使した新株予約権付社債の新株予約権相当部分又は新株予約権証券の金額も「7 取引金額等」欄に記入するほか、社債を代用払込みした場合は、当該社債の金額をかつこ書すること。
- 5 「4 証券発行体の区分」欄中、「外貨証券」とは外国為替及び外国貿易法第6条第1項第12号に規定する外貨証券をいい、「円払証券」とは外貨証券以外の証券をいう。また、円払証券の銘柄コード番号は、証券コード協議会 (金融商品取引所が選出した委員及び専門委員をもって組織されたもの) により制定された、当該円払証券のコード番号を記入すること (非上場証券の場合は銘柄コード番号欄は9999とすること)。なお、コード番号が不明な場合は、日本銀行 (又は財務省) へ照会すること。
- 6 「5 非居住者の国等」欄には、非居住者発行証券 («4 証券発行体の区分」の1) 又は3)) の場合は発行体の国等を記入し、居住者発行証券 («4 証券発行体の区分」の2) 又は4)) の場合は取引の相手方 (委託取引の場合は非居住者たる取引の当事者) の国等を記入すること。また、条件付売買若しくは貸借取引 («2 取引の種類」の3) から10)) について非居住者発行証券を用いた場合は、取引の相手方 (委託取引の場合は非居住者たる取引の当事者) の国等も記入すること。
- 7 貸借取引の場合は「7 取引金額等」欄には当該証券の時価又は簿価を記入することとし、当該貸借取引に係る現金担保金の金額をかつこ書すること。
- 8 「6 取引の実行年月日」欄は、当該取引の決済日を記入すること。また、一般売買と「2 取引の種類 11) その他」に定める取引については、当該取引の契約日も記入すること。
- 9 「7 取引金額等」欄には、実際の取引通貨をもって記入すること。

「証券の取得又は譲渡に関する報告書」の記載要領

1. 報告を要する者

(1) 非居住者から証券を取得した者

イ. 非居住者から、売買や相続・遺贈、株式配当などにより証券を取得した居住者。

(注) 対内直接投資の引揚げ(本邦企業株式等の居住者による取得)を含む。

ロ. 証券のオプション権の行使により、非居住者から証券を取得した居住者。

—— ただし、次のいずれかに該当するものは報告不要。

(イ) 取得した株式又は出資証券が、完全子会社による所有分も含めて、当該法人の発行済株式の総数又は出資金額の総額の10%以上になる「対外直接投資」となる場合。

(ロ) 証券取得の対価が1億円に相当する額以下の場合。

(ハ) 取引にあたって、本邦にある銀行等及び金融商品取引業者(外国証券会社の在日支店を含む)が媒介、取次ぎ又は代理をした場合。

(2) 非居住者へ証券を譲渡した者

イ. 非居住者に対し、売買や相続・遺贈などにより、証券を譲渡した居住者。

ロ. 証券のオプション権の行使を受けて自社株式等を譲渡した場合を含む。

ハ. 証券のオプション取引に係る権利を表象した証券を非居住者に譲渡した居住者。

—— ただし、次のいずれかに該当するものは報告不要。

(イ) 譲渡した株式又は出資証券が、完全子会社による所有分も含めて、当該法人の発行済株式の総数又は出資金額の総額の10%以上になる「対外直接投資」となる場合。

(ロ) 自社又は関連会社の株式又は出資証券の非居住者(外国投資家)への譲渡で、当該取引が外為法26条に定める「対内直接投資」に該当する場合。

(注) 対内直接投資の引揚げ(本邦企業株式等の居住者による取得)は、上記(ロ)にはあたらないため、本報告を要する。

(ハ) 証券譲渡の対価が1億円に相当する額以下の場合。

(ニ) 本件取引にあたって、本邦にある銀行等及び金融商品取引業者(外国証券会社の在日支店を含む)が媒介、取次ぎ又は代理をした場合。

2. 報告の根拠となる法令条文

報告省令第9条第1項、同第13条第1項、同第10条第1項1号、および第3項

3. 報告書の提出先と照会先

(1) 提出先：東京都中央区日本橋本石町2-1-1

日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ 62番窓口

(郵送の場合の宛先：〒103-8660 郵便事業株式会社日本橋支店私書箱30号

日本銀行国際局国際収支課国際収支統計グループ)

(2) 本報告書に関する照会先：外為法の報告書に関する照会先一覧をご参照下さい。

4. 報告書の提出期限

(1) 自己取引：「証券を取得又は譲渡した日」又は「支払又は支払の受領を行った日」のいずれか遅い日から20日以内

(2) 委託取引：媒介等をした日から20日以内

—— 20日にあたる日が休日の場合はその前日営業日まで。なお、郵送の場合は期限までに必着とする。

5. 提出部数

1部

6. 報告書の提出の要否を判定するために使用する換算レート

外国通貨建証券を円換算する場合のレートは、外為法第7条に定める「基準・裁定外国為替相場」（取得又は譲渡日の適用レート）を用いること。

7. 記入の方法と留意点

- (1) 報告年月日等は、西暦により記入すること。
- (2) 報告者は、名称及び代表者の氏名を記入するとともに、該当する報告者の区分に丸を付すこと。
- (3) 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること（担当者氏名並びに電話番号を忘れずに記入すること）。
- (4) 1つの取引について複数の証券の取得又は譲渡があった場合は、証券毎に別葉で作成すること。
- (5) 金額は、実際の取引通貨で記入すること。
- (6) 報告書式に関する解説

項目	定義・記入上の留意事項
共通	証券の定義（外為法第6条第1項第11号） 「証券」とは、券面が発行されていると否とを問わず、公債、社債、株式、出資の持分、公債又は株式に関する権利を与える証書、債券、国庫証券、抵当証券、利潤証券、利札、配当金受領証書、利札引換券その他これらに類する証券又は証書として政令で定めるもの（譲渡性預金証書、コマーシャル・ペーパー等）をいう。
	1. (1). (ハ) 並びに (2). (ニ) における銀行等の定義 銀行、信用金庫、労働金庫、信用協同組合、貯金業務を行う農業協同組合及び漁業協同組合、農林中央金庫、商工組合中央金庫のほか、外国為替令第6条の2第1項に掲げる者をいう。
取引の区分	1. 自己取引： 非居住者と直接証券の取得又は譲渡に関する取引を行なう場合。 2. 委託取引：（銀行等、金融商品取引業者に限る） 他の居住者からの委託を受けて、非居住者と証券の取得又は譲渡に関する取引を行なう場合。委託取引にあつては、取引を委託した他の居住者並びに取引の相手となった非居住者について譲受者又は譲渡者としてそれぞれの氏名（名称）及び住所（所在地）を記入すること。
取引の種類	1. 一般売買 買い戻し等の条件のないアウトライトの売買における居住者の買入（取得）、売却（譲渡）を記入すること。 2. 条件付売買 買戻条件又は売戻条件の付いた売買取引に係る買入・売却を記入すること。 ——売戻条件付買入（買現先）取引：3)買入（スタート）、4)売戻（エンド） ——買戻条件付売却（売現先）取引：5)売却（スタート）、6)買戻（エンド） 3. 貸借取引 消費貸借契約に基づく証券の借入又は貸付取引に係る借入・貸付を記入すること。 ——借入取引：7)借入（スタート）、8)借入証券の返済（エンド） ——貸付取引：9)貸付（スタート）、10)貸付証券の回収（エンド） 4. その他取引 上記1～3の取引以外の取引については「11)その他」に区分するとともに、当該取引の内容を（ ）内に簡便に記入すること。また、海外で債券等を起債した居住者（当該債券等の発行価額又は額面が1億円相当額を上回る場合）は、「証券の譲渡」の報告を、非居住者が国内で起債した債券等を引受けた居住者（引受けた債券等の引受けの価額又は額面が1億円相当額を上回る場合）は、「証券の取得」の報告を要するが、当該取得又は譲渡については、「その他」として記入すること。「対内直接投資の引揚げ」の取引についても「11)その他」でご記入下さい。 <記入例> 非居住者発行転換社債の転換権行使による外国株式の取得 新株予約権の行使を受けた自社株式の譲渡

	<p>非居住者発行ユーロ円建他社株転換社債の償還条項による国内株式の取得 ユーロ円債発行、〇〇社第××回普通社債引受 対内直接投資の引揚げ 非居住者発行体からの私募サムライ債の取得 など</p>
証券の種類	<p>1. 株式、株式配当、新株予約権等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1)株式」は、国内株式、外国株式のほか法人格を有する組合や会社型投信の出資の持分を含む。 ・「2)株式配当」は、外国株式に係る配当を株式により受取った場合に記入する。 ・「3)新株予約権等」は、居住者が発行した新株予約権証券のほか、非居住者が発行した新株引受権証券（ワラント）を含む。 <p>2. 中長期債券、短期証券、その他</p> <p>証券の長短区分は、原契約期間をもって行なう。原契約期間とは、当該証券の発行から償還までの期間をいう。また、償還期間の定めのない債務証券や無期限の契約型投信は、「1年を超えるもの」に含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「4)中長期債券」は、原契約期間が1年を超える社債などの負債性証券を記入すること。 ・「5)短期証券」は、原契約期間が1年以内の商業ペーパー等の負債性証券のほか、原契約期間が1年以内の譲渡性預金証券（指名債権であるものを除く）等を記入すること。 ・「6)その他（原契約期間が1年を超えるもの）」は、原契約期間が1年を超える契約型投信等を記入すること。 ・「7)その他（原契約期間が1年以内のもの）」は、上記1)～6)を除く証券で原契約期間が1年以内のものを記入すること。
証券発行体の区分	<p>1. 外貨証券（外為法第6条第1項第12号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「外貨証券」とは、外国において支払を受けることができる証券又は外国通貨をもって表示される証券をいう。なお、「ユーロ円債」は外貨証券に含める。 <p>——「1)外貨証券：非居住者発行」は、米回国債など非居住者が発行した外貨証券をいう。</p> <p>——「2)外貨証券：居住者発行」には、本邦の事業法人等が海外で発行した社債などの証券のほか、居住者が国内で発行した外貨建証券が含まれる。</p> <p>2. 円払証券（報告省令第14条第1項第8号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「円払証券」とは、本邦において、かつ、本邦通貨をもって支払われる証券をいう。 <p>——「3)円払証券：非居住者発行」は、外国企業、政府などの非居住者が本邦で発行した円建債券（いわゆるサムライ債）等をいう。</p> <p>——「4)円払証券：居住者発行」は、本邦事業法人の株式や日本国債など居住者が国内で円建て発行した証券をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・円払証券は、証券コード協議会の定める4桁の銘柄コードを記入すること（銘柄コードが無い場合は9999とする）。
非居住者の国等	<p>1. 非居住者発行証券（証券発行体の区分1）、3))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該証券の発行体の属する国等を記入すること。 ・取引の種類が「条件付売買」若しくは「貸借取引」である場合は、上記のほか取引の相手が属する国（所在する）等を下欄に記入すること。 <p>2. 居住者発行証券（証券発行体の区分2）、4))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該取引の相手が属する（所在する）国等を記入すること。 <p>3. 「国等」の分類は、報告省令別表2に定める国又は地域名で記入する。</p> <p>——因みに「ユーロ」は地域として指定されていないので個別の国名を記入すること。</p>
取引の実行年月日	<p>1. 取引の実行日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証券の取得又は譲渡における受渡決済日を記入すること。 <p>2. 契約日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引の種類が「一般売買取引（1）、2))」若しくは「その他の取引（11))」に該当する場合は、当該取引に係る契約締結日を記入すること。

取引 金額等	<p>1. 金額の記入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際の取引（決済）通貨により記入すること。 ——<u>証券の時価又は簿価（時価の算出が困難な場合に限り）が1億円に相当する額を超えている場合は報告が必要なので注意すること。</u> ・取引の種類が「貸借取引（7）～10）」の場合は、当該借入証券又は貸付証券の時価又は簿価（時価の算出が困難な場合に限り）を記入すること。 ・新株予約権証券等に係る権利の行使（株式の取得）については、実際に決済した金額に新株予約権証券等の金額を併記すること。 <p><u><記入例> US\$ 1,050,000－うち新株予約権 US\$ 50,000－</u></p> <p>2. () 内の記入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権証券等に係る権利の行使時について社債などの代用払込みをした場合は、当該社債等の時価又は簿価（時価の算出が困難な場合に限り）を記入すること。 ・現金担保付貸借取引の場合は、現金担保金額を記入すること。
-----------	---

別紙様式第十三

根拠法規：外国為替の取引等の
報告に関する省令
主務官庁：財務省

証券の取得又は譲渡に関する報告書

財務大臣 殿
(日本銀行経由)

報告年月日： 2002年 4月 25日
報告者：
氏名又は名称 いろは商事株式会社
及び代表者の氏名 代表取締役 甲野太郎
報告者の区分 (該当分に○)
1. 公的 2. 銀行 3. その他
住所又は所在地 東京都中央区日本橋2-1-1
責任者記名押印
又は署名 国際部長乙川次郎 印
担当者の氏名 (電話番号) 丙山一郎 3279-1111

記入例 証券の取得

1 取引の区分	<input type="text" value="1"/> (下記の中から選びその番号を枠内に記入すること) 1) 自己取引 2) 委託取引
	取引の当事者 (委託取引の場合に記入する) 譲受者の氏名又は名称： 譲受者の住所又は所在地： 譲渡者の氏名又は名称： 譲渡者の住所又は所在地：
2 取引の種類	<input type="text" value="11"/> (下記の中から選びその番号を枠内に記入すること)
1) 証券の取得 (一般売買) 2) 証券の譲渡 (一般売買) 3) 証券の買現先の買入 (条件付売買) 4) 証券の買現先の売戻し (条件付売買) 5) 証券の売現先の売却 (条件付売買) 6) 証券の売現先の買戻し (条件付売買) 7) 証券の借入 (貸借取引) 8) 借入証券の返済 (貸借取引) 9) 証券の貸付 (貸借取引) 10) 貸付証券の回収 (貸借取引) 11) その他 (非居住者発行転換社債の転換 権行使による外国株式の取得)	
3 証券の種類	<input type="text" value="1"/> (下記の中から選びその番号を枠内に記入すること)
1) 株式 2) 株式配当 3) 新株引受権等 4) 中長期債券 (原契約期間が1年を超えるもの) 5) 短期証券 (原契約期間が1年以内のもの) 6) その他 (原契約期間が1年を超えるもの) 7) その他 (原契約期間が1年以内のもの)	
4 証券発行体の区分	(下記の中から選びその番号を枠内に記入すること) 1) 外貨証券：非居住者発行 2) 外貨証券：居住者発行 3) 円払証券：非居住者発行 4) 円払証券：居住者発行
	<input type="text" value="1"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 3)及び4)は銘柄コード番号を記入する。

(日本工業規格 A4)

(裏面)

5 非居住者の国等	国又は地域名 (アメリカ)
	<input type="text" value="3"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="4"/> 本省令別表第 2 に定める番号を記入すること。
非居住者発行証券を用いた貸借取引における相手方の国等	国又は地域名 ()
	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 本省令別表第 2 に定める番号を記入すること。
6 取引の実行年月日	(実行日) <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="2"/> 年 <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="4"/> 月 <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="5"/> 日
	(契約日：「2 取引の種類」が 1)、2)、11) の場合に限る) <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="2"/> 年 <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="4"/> 月 <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="0"/> 日
7 取引金額等	(US\$ 2,000,000—) US\$ 2,000,000—

(記入要領)

- 西暦により記入すること。
- 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
- 銀行等又は金融商品取引業者が取引の媒介、取次ぎ又は代理をしたときは、「1 取引の区分」欄には資本取引の当事者となった者の氏名又は名称及び住所又は所在地を記入すること。
- 「2 取引の種類」欄中「1) 証券の取得 (一般売買)」及び「2) 証券の譲渡 (一般売買)」は、証券の取得又は譲渡のうち、証券の受渡決済を伴うものをいい、「11) その他」は、1)～10)以外の証券の取得又は譲渡 (証券に係る先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引又はその他デリバティブ取引 (ただし法第 6 条第 1 項第 1 4 号に規定する金融指標等先物契約に該当するものを除く) 並びに新株予約権等の予約権の行使等に係る取得譲渡等) をいい、かつこ内に具体的に取引内容を記入すること。また、新株予約権等の権利行使に当たっては、権利行使した新株予約権付社債の新株予約権相当部分又は新株予約権証券の金額も「7 取引金額等」欄に記入するほか、社債を代用払込みした場合は、当該社債の金額をかつこ書すること。
- 「4 証券発行体の区分」欄中、「外貨証券」とは外国為替及び外国貿易法第 6 条第 1 項第 12 号に規定する外貨証券をいい、「円払証券」とは外貨証券以外の証券をいう。また、円払証券の銘柄コード番号は、証券コード協議会 (金融商品取引所が選出した委員及び専門委員をもって組織されたもの) により制定された、当該円払証券のコード番号を記入すること (非上場証券の場合は銘柄コード番号欄は 9 9 9 9 とすること)。なお、コード番号が不明な場合は、日本銀行 (又は財務省) へ照会すること。
- 「5 非居住者の国等」欄には、非居住者発行証券 (「4 証券発行体の区分」の 1) 又は 3)) の場合は発行体の国等を記入し、居住者発行証券 (「4 証券発行体の区分」の 2) 又は 4)) の場合は取引の相手方 (委託取引の場合は非居住者たる取引の当事者) の国等を記入すること。また、条件付売買若しくは貸借取引 (「2 取引の種類」の 3) から 10)) について非居住者発行証券を用いた場合は、取引の相手方 (委託取引の場合は非居住者たる取引の当事者) の国等も記入すること。
- 貸借取引の場合は「7 取引金額等」欄には当該証券の時価又は簿価を記入することとし、当該貸借取引に係る現金担保金の金額をかつこ書すること。
- 「6 取引の実行年月日」欄は、当該取引の決済日を記入すること。また、一般売買と「2 取引の種類 11) その他」に定める取引については、当該取引の契約日も記入すること。
- 「7 取引金額等」欄には、実際の取引通貨をもって記入すること。

(裏面)

5 非居住者の国等	国又は地域名 (イギリス)
	<input type="text" value="2"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="5"/> 本省令別表第 2 に定める番号を記入すること。
非居住者発行証券を用いた貸借取引における相手方の国等	国又は地域名 ()
	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 本省令別表第 2 に定める番号を記入すること。
6 取引の実行年月日	(実行日) <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="2"/> 年 <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="4"/> 月 <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="8"/> 日
	(契約日：「2 取引の種類」が 1)、2)、11) の場合に限る) <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="2"/> 年 <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="4"/> 月 <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="5"/> 日
7 取引金額等	() ¥ 1 5 0, 0 0 0, 0 0 0 -

(記入要領)

- 西暦により記入すること。
- 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
- 銀行等又は金融商品取引業者が取引の媒介、取次ぎ又は代理をしたときは、「1 取引の区分」欄には資本取引の当事者となった者の氏名又は名称及び住所又は所在地を記入すること。
- 「2 取引の種類」欄中「1) 証券の取得 (一般売買)」及び「2) 証券の譲渡 (一般売買)」は、証券の取得又は譲渡のうち、証券の受渡決済を伴うものをいい、「11) その他」は、1)～10)以外の証券の取得又は譲渡 (証券に係る先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引又はその他デリバティブ取引 (ただし法第 6 条第 1 項第 1 4 号に規定する金融指標等先物契約に該当するものを除く) 並びに新株予約権等の予約権の行使等に係る取得譲渡等) をいい、かっこ内に具体的に取引内容を記入すること。また、新株予約権等の権利行使に当たっては、権利行使した新株予約権付社債の新株予約権相当部分又は新株予約権証券の金額も「7 取引金額等」欄に記入するほか、社債を代用払込みした場合は、当該社債の金額をかっこ書すること。
- 「4 証券発行体の区分」欄中、「外貨証券」とは外国為替及び外国貿易法第 6 条第 1 項第 12 号に規定する外貨証券をいい、「円払証券」とは外貨証券以外の証券をいう。また、円払証券の銘柄コード番号は、証券コード協議会 (金融商品取引所が選出した委員及び専門委員をもって組織されたもの) により制定された、当該円払証券のコード番号を記入すること (非上場証券の場合は銘柄コード番号欄は 9 9 9 9 とすること)。なお、コード番号が不明な場合は、日本銀行 (又は財務省) へ照会すること。
- 「5 非居住者の国等」欄には、非居住者発行証券 (「4 証券発行体の区分」の 1) 又は 3)) の場合は発行体の国等を記入し、居住者発行証券 (「4 証券発行体の区分」の 2) 又は 4)) の場合は取引の相手方 (委託取引の場合は非居住者たる取引の当事者) の国等を記入すること。また、条件付売買若しくは貸借取引 (「2 取引の種類」の 3) から 10)) について非居住者発行証券を用いた場合は、取引の相手方 (委託取引の場合は非居住者たる取引の当事者) の国等も記入すること。
- 貸借取引の場合は「7 取引金額等」欄には当該証券の時価又は簿価を記入することとし、当該貸借取引に係る現金担保金の金額をかっこ書すること。
- 「6 取引の実行年月日」欄は、当該取引の決済日を記入すること。また、一般売買と「2 取引の種類 11) その他」に定める取引については、当該取引の契約日も記入すること。
- 「7 取引金額等」欄には、実際の取引通貨をもって記入すること。